

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

運営主体の法人名	社会福祉法人 多度津町社会福祉協議会
運営主体の所在地	仲多度郡多度津町西港町127番地1
代 表 者	会長 丸尾 幸雄
電 話 番 号	0877-32-8501
事業所名	多度津町地域包括支援センター
事業所の所在地	仲多度郡多度津町西港町127番地1
管 理 者	齋中 由紀恵（主任介護支援専門員）
電 話 番 号	0877-33-1138
メールアドレス	tadotsu-houkatsu@tadotsusyakyo.com
事業所番号	3701600045
指 定 年 月 日	2009年 4月 1日
運 営 の 方 針	地域で生活している高齢者の状態を把握し、介護予防を推進するとともに、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくりを進めます。

## 2. 職員の体制に関する事項

所属する担当職員 の構成・人数	職 種	常勤	非常勤	計
	センター長		1名	1名
	管 理 者 (主任介護支援専門員兼務)	1名		1名
	保 健 師	3名		3名
	社 会 福 祉 士	1名		1名
	主任介護支援専門員	1名		1名
	介護支援専門員	4名	1名	5名
	事 務 員	1名		1名

## 3. サービスの内容等に関する事項

営 業 時 間	月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （時間外の緊急連絡は、当番職員が対応します。）
サービス提供地域	多度津町全域（多度津町に住所を有する者）
事故発生時の対応	職員は、利用者に対する介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供に伴い、事故が発生した場合には、速やかに町、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに管理者に報告します。

秘 密 の 保 持	職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。尚、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報をを用いる場合は、利用者又はその家族の同意を書面により確認します。		
苦 情 ・ 相 談 対 応 窓 口	事 業 所 の 苦 情 ・ 相 談 窓 口	名 称	多度津町地域包括支援センター
		電話番号	0 8 7 7 - 3 3 - 1 1 3 8
		対応時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
	町 の 苦 情 ・ 相 談 窓 口	名 称	多度津町高齢者保険課
		電話番号	0 8 7 7 - 3 3 - 4 4 8 8
		対応時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
国 保 連 苦 情 ・ 相 談 対 応 窓 口	名 称	香川県国民健康保険団体連合会	
	電話時間	0 8 7 - 8 2 2 - 7 4 5 3	
	対応時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0	
虐 待 防 止	<p>利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 虐待防止のための指針の整備</li> <li>2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底</li> <li>3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催</li> <li>4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置</li> </ol>		
感 染 症 の 予 防 及 び ま ん 延 防 止	<p>感染症の発生とまん延を防止するために必要な措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染症及びまん延防止のための指針の整備</li> <li>2) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底</li> <li>3) 感染症及びまん延防止のための研修会及び訓練を定期的を実施</li> </ol>		
業 務 継 続 計 画	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者への指定介護予防支援の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じます。</p>		

#### 4. サービス利用に関する留意事項

担 当 職 員	サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
担 当 職 員 の 交 替	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業所からの交替 事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。交代する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>2) 利用者からの交替の申し出 選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。但し、ご利用者から特定の担当職員の指名はできません。</li> </ol>

医療機関に入院する場合のお願い	ご利用者が入院する場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院に伝えるよう協力をお願いします。
サービスご利用に際してのお願い	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。</li> <li>2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。</li> <li>3) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。</li> </ol>
サービス利用にあたっての禁止事項について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。</li> <li>2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。</li> <li>3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でインターネット等に掲載すること。</li> <li>4) 上記のハラスメントなどの迷惑行為により、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス提供の中止や契約の解除をすることもあります。</li> </ol>

## 5. 利用料と業務方針

介護予防支援		利用料	<p>介護予防サービス計画作成に係る費用は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。</p> <p>但し、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合、自己負担となる場合があります。</p> <p>月額 4,420円 初回加算 3,000円</p>
		業務方針	<p>提供サービスの評価期間終了月およびサービス提供開始月の翌月から3ヶ月に1回は自宅を訪問し、面接を行います。また、自宅訪問しない月は、サービス提供事業所の訪問や電話等によりモニタリング（実施状況の把握）を行います。</p>
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA 訪問型サービス と 通所型サービス	利用料	<p>介護予防ケアマネジメント作成にかかる費用は、地域支援事業から全額支払われるため、自己負担はありません。</p> <p>月額 4,420円 初回加算 3,000円</p>
		業務方針	<p>提供サービスの評価期間終了月およびサービス提供開始月の翌月から3ヶ月に1回は自宅を訪問し、面接を行います。また、自宅訪問しない月は、サービス提供事業所の訪問や電話等によりモニタリング（実施状況の把握）を行います。</p>
	ケアマネジメントC 通所型サービスB と 訪問型サービスD	利用料	<p>介護予防ケアマネジメント作成にかかる費用は、地域支援事業から全額支払われるため、自己負担はありません。</p> <p>初回のみ 4,420円</p>
		業務方針	<p>ケアマネジメントの結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、住民主体のサービス等を利用する場合に実施します。サービス利用後は、利用者自身のセルフマネジメントによって利用を継続していきます。</p> <p>利用者の状況の変化や相談があった場合に訪問等により対応します。</p>